

令和5年厚木市農業委員会10月定例総会議事録

日 時 令和5年10月25日 水曜日 午後1時30分から午後2時10分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

10番 大 矢 和 人

11番 中 丸 豊

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者

2番 早 川 暁

9番 清 田 徳 治

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告11件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告14件)
- 3 国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について (報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告7件)
- 5 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について (11件)
- 6 議案第42号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について (2件)
- 7 議案第43号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について (2件)
- 8 議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 9 議案第45号 農用地利用集積計画の決定について (12件)

<議長>

ただいまの出席委員は11人で定足数に達しております。
これより、令和5年厚木市農業委員会10月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、3番の内海則行委員、4番の井上慎一委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。
今回報告する対象は、9月12日から10月10までに受け付けしたものでございます。
それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、3件、6筆、面積は2,096.33平方メートルでございます。
法第5条につきましては、8件、9筆、面積は3,838平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、11件、15筆、面積は5,934.33平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、続いて進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、9月12日から10月10までに受付した

ものについて、それぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は9人、農地の所有権を取得された相続人は14人、筆数は延べ66筆、面積は延べ32,800平方メートルでございます。あっせんの希望は、全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、続いて進めさせていただきます。

日程3、「裁判官からの農地等の現況に係る照会に対する調査結果」についてを議題といたします。事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」について御報告いたします。

本件につきましては、令和5年8月28日付けで東京国税局長から、農地の現況について、照会があったものでございます。

土地の所在につきましては、小野字中屋1筆及び同字上村2筆、登記地目は雑種地及び山林、合計面積は、316平方メートルでございます。

所有者は、森の里にお住まいのAさんでございます。

調査しましたところ、当該地は市街化調整区域内の土地で、現況は全て非農地であることを確認しました。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、続いて進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は7件です。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は愛甲東3丁目にお住まいのBさん、対象地は愛甲東三丁目4筆、登記地目は畑及び田、合計面積は124平方メートルです。

当該地のうち2筆は、昭和62年に近隣住民から物置スペース及び住宅進入路として貸してほしい旨の要請を受け、整備を行った後、貸し出し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

また、残りの2筆は、平成15年に願出者の母親が相続した時点で既に住宅敷地の一部として利用しており、平成26年度固定資産土地評価証明書で確認できます。

これらの経過を踏まえ、早川委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願提出者は金田にお住まいのCさん、対象地は金田字台畑1筆、登記地目は畑、面積は312平方メートルです。

当該地は、平成15年に土木建設業者から資材置場として貸してほしい旨の要請を受け、転圧・整地し、貸し出し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上委員及び中丸委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願提出者は棚沢にお住まいのDさん、対象地は棚沢字市島山ノ根1筆、登記地目は畑、面積は898平方メートルです。

当該地は、平成19年に願出人が相続した時点で、住宅敷地として使用しており、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池委員及び鈴木委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて4番でございます。

証明願提出者は恩名1丁目にお住まいのEさん、対象地は恩名一丁目1筆、登記地目は田、面積は922平方メートルです。

当該地は、昭和53年頃まで田として耕作しておりましたが、その後に駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、転圧・整備後、貸し出し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、早川委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて5番でございます。

証明願提出者は金田にお住まいのFさん、対象地は金田字台畑1筆、登記地目は畑、面積は1,152平方メートルです。

当該地は、平成4年に1,152平方メートルの内757平方メートルを駐車場として転用したものの、平成14年に残地部分395平方メートルと一体的に利用し、現在に至っているもので、平成21年撮影の航空写真でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上委員及び中丸委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて6番でございます。

証明願提出者は飯山にお住まいのGさん、対象地は飯山字馬ノ谷1筆、登記地目は畑、面積は526平方メートルです。

当該地は、平成元年に願出人が相続した時点で既に山林の様相を呈しており、現在に至っているもので、平成21年撮影の航空写真でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川会長に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

最後に7番でございます。

証明願提出者は上荻野にお住まいのHさん、対象地は上荻野字三沢3筆及び同字沢1筆、登記地目は田及び畑、合計面積は1,279平方メートルです。

当該地のうち上荻野字沢1筆については、平成23年に相続した時点で、住宅敷地の一部として利用しており、また、同字三沢3筆については、山林の様相を呈しており、現在に至っているもので、平成21年撮影の航空写真でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、高澤委員及び曾根委員に資料及び現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

全ての案件について、地区担当委員から、農地法に規定する農地及び採草放牧地に該当しないとの御判断をいただいたため、神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、それぞれ非農地証明書を交付したことを御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、続いて進めさせていただきます。

日程5、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は11件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は温水字沖田2筆及び同字下耕地1筆、現況地目は全て畑、合計面積は1,607平方メートルです。

渡人は温水にお住まいのIさん、受人は同字住所にお住まいのJさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機。

労働力につきましては、本人及び父の2人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は長谷字反町2筆及び同字根下2筆、現況地目は畑及び田、合計面積は2,310平方メートルでございます。

渡人は長谷にお住まいのKさん、受人は横浜市西区みなとみらい4丁目にお住まいのLさんです。農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜及び水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、兄弟2人及び父の4人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は長谷字反町3筆、現況地目は全て畑、合計面積は845平方メートルでございます。

渡人は長谷にお住まいのKさん、受人は同字住所にお住まいのMさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、兄弟2人及び父の4人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は長谷字根下1筆、現況は畑、面積は1,811平方メートルでございます。

渡人は長谷にお住まいのKさん、受人は東京都港区三田2丁目にお住まいのNさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、兄弟2人及び父の4人です。

続いて5番でございます。

対象となる農地は下古沢字駒飼1筆、現況地目は畑、面積は718平方メートルでございます。

渡人は下古沢にお住まいのOさん、受人は下古沢にお住まいのPさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び兄弟1人の2人です。

続いて6番でございます。

対象となる農地は三田字蟹淵2筆、現況はともに田、合計面積は1,998平方メートルでございます。

渡人は海老名市門沢橋2丁目にお住まいのQさん、受人は下荻野にお住まいのRさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。

続いて7番でございます。

対象となる農地は三田字蟹淵1筆、現況は田、面積は659平方メートルでございます。

渡人は横浜市港北区錦が丘にお住まいのSさん、受人は下荻野にお住まいのRさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。

続いて8番でございます。

対象となる農地は愛甲字堀添4筆、現況は全て田、合計面積は3,748平方メートルでございます。
渡人は愛甲西1丁目にお住まいのTさん、受人は長谷にお住まいのUさんです。
経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。
受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。
労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。
続いて9番でございます。

対象となる農地は戸田字鈴木田1筆、現況は畑、面積は287平方メートルでございます。
渡人は戸田にお住まいのVさん、受人は酒井のWさんです。
経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。
受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。
労働力につきましては、本人、配偶者、母及び子の4人です。
続いて10番でございます。

対象となる農地は戸田字鶴田3筆、現況は全て田、合計面積は1,829平方メートルでございます。
渡人は金田にお住まいのXさん、受人は戸田にお住まいのYさんです。
経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。
受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。
労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。
最後に11番でございます。

対象となる農地は下川入字十四ノ域1筆、現況は畑、面積は1,011平方メートルでございます。
渡人は相模原市南区栄町にお住まいのZさん、受人は旭町1丁目の株式会社a代表取締役bさん
です。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。
受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等
労働力につきましては、本人、役員及び社員の7人です。

1番から11番までの全てにおいて、農地法に規定する各基準を満たしています。
農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

続いて、日程6、議案第42号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」及び日程7、議案第43号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてを一括議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第42号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」及び議案第43号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、一括してご説明申し上げます。

議案第42号における申請人と議案第43号における受人は、川崎市中原区田尻町の株式会社c代表取締役dさんです。

株式会社cは川崎市中原区に本店を置き、砂利、砂、砕石等を採取・加工・販売する事業を営んでおり、現在上荻野及び愛川町八菅山地内で岩石採取事業を行っております。

今回の申請は、一時転用許可期間満了による期間延長を求める事業計画変更の承認申請でございます。

議案第42号の1番につきましては、上荻野字緑野1筆、登記地目は畑、面積は383平方メートルを進入路として。

2番につきましては、同字王子原1筆、登記地目は畑、面積は833平方メートルを岩石採取事業に係る土地として、農地法第4条の規定に基づく一時転用の許可を受けております。

議案第43号の1番につきましては、上荻野字緑野7筆の一部、登記地目は全て畑、合計面積は7,763平方メートルの内1,779.21平方メートルを進入路として。

2番につきましては、同字王子原1筆及び外1筆の一部、登記地目はともに畑、合計面積は1,711平方メートルの内1,593.56平方メートルを岩石採取として農地法第5条の規定に基づく一時転用の許可を受けております。

議案第42号及び43号のいずれも、一時転用許可期間が令和5年11月21日をもって満了を迎えることから、継続して岩石採取事業を行うため、工事期間を令和5年11月22日から令和7年11月21日までの2年間とする事業計画の変更申請が提出されたものです。

農地区分は、いずれも第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

近隣の土地への被害防除策として、万能鋼板による防護柵を設置し、ダンプの通行による粉塵被害を防止しております。

議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請」及び議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請」についての一括説明は以上です。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 6、議案第42号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」及び日程 7、議案第43号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 6、議案第42号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」及び日程 7、議案第43号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続いて、日程 8、議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地の所在は、戸田字下沖5筆の一部、登記地目は田及び畑、合計面積は2,870平方メートルの内2,018.76平方メートルです。

申請人は、長沼にお住まいのeさんです。

農業用施設設置のための転用許可申請です。

申請人は、厚木市相川地区を中心に農業を営む方で、経年劣化により機能を失っている温室を砕石敷きし、農業用施設として利用する計画でございます。

農地区分は農業振興地域内農用地区域です。

農用地区域内農地は原則として許可されませんが、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項に規定する農用地利用計画において指定された農業用施設用地にするため立地基準を満たすものです。

申請地の東側は畑、西側は道路、南側及び北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、温室内を砕石敷きし、一部を農機具置場、残りの部分は既存の棚を利用し、野菜苗及び花苗を栽培する計画でございます。

自己所有地内の温室であるため、隣接地等へ土砂、雨水及び表流水等の影響はないものと判断されます。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、2,000平方メートル以上の農地転用許可申請のため、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項の規定に基づき、令和5年10月13日に、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行い申請者から計画の説明を聞いております。

なお、申請地は、神奈川県相模川西部土地改良区の受益地となっておりますが、農地転用に伴う措置等について協議が整い、土地改良区としては、さしつかえないとの意見書が提出されております。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続いて、日程9、議案第45号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第45号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は12件でございます。

1番から12番までの合計集積面積は、13,061平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が11件、13筆、11,026平方メートルで、賃借権が1件、3筆、2,035平方メートルです。

地目別では、田が12筆、9,280平方メートル、畑が4筆、3,781平方メートルです。

利用目的別では、水稻が4件、普通畑が7件、芝が1件です。

契約期間別では、3年間で9件、6年間で3件となっており、新規設定が5件、更新設定が7件でございます。

1番から12番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な

農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第45号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第45号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年厚木市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。

令和5年10月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
